

医政発 1025 第 40 号
令和 3 年 10 月 25 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第二条第一項第五号イ及び第三条第一項第四号イの規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会の告示について
(通知)

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第二条第一項第五号イ及び第三条第一項第四号イの規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会（令和 3 年厚生労働省告示第 379 号）が別紙のとおり告示され、告示日から適用されることとなった。

今回の制定の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に周知いただくとともに、その実施について遺漏のないようお願いする。

記

1. 告示の趣旨

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和 41 年文部省・厚生省令第 3 号。以下「規則」という。）は、理学療法士又は作業療法士に係る学校又は養成施設の文部科学大臣又は都道府県知事による指定に当たっての、専任教員の数やその要件等の基準を定めている。

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部を改正する省令（平成 30 年文部科学省・厚生労働省令第 4 号。以下「改正省令」という。）が公布されたことにより、規則について、専任教員の要件を整備する改正が行われ、令和 4 年 4 月 1 日より施行されることとなる。

本告示は、当該改正により、理学療法士又は作業療法士に係る学校又は養成施設における専任教員の要件として、原則、「厚生労働大臣の指定する講習会を修了」することが追加される（規則第 2 条第 1 項第 5 号イ及び第 3 条第 1 項第 4 号イ）ことから、当該「厚生労働省の指定する講習会」を定めるもの。

※ 改正省令附則第 5 条において、厚生労働大臣による講習会の指定は、改正省令の

施行の日（令和4年4月1日）前であっても行うことができるとされている。

2. 告示の概要

規則第2条第1項第5号イ及び第3条第1項第4号イの規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会は、専任教員の職務に必要な知識及び技能を修得するための講習会であって、一般社団法人全国リハビリテーション学校協会、公益社団法人日本理学療法士協会及び一般社団法人日本作業療法士協会が実施するものとする事とした。

3. 適用期日

告示日

以上

○厚生労働省告示第三百七十九号

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省令第三号）第二条第一項第五号イ及び第三条第一項第四号イの規定に基づき、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第二条第一項第五号イ及び第三条第一項第四号イの規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会を次のように定める。

令和三年十月二十五日

厚生労働大臣 後藤 茂之

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第二条第一項第五号イ及び第三条第一項第四号イの規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会は、専任教員の職務に必要な知識及び技能を修得するための講習会であつて、一般社団法人全国リハビリテーション学校協会、

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省令第三号）第二条第一項第五号イ及び第三条第一項第四号イの規定に基づき厚生労働大臣の指定する講習会は、専任教員の職務に必要な知識及び技能を修得するための講習会であつて、一般社団法人全国リハビリテーション学校協会、公益社団法人日本理学療法士協会及び一般社団法人日本作業療法士協会が実施するものとする。